⑮　本案件は、提出資料、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細は、入札説明書による。
⑯　技術提案に基づく技術提案書の採否　技術提案に基づく技術提案書の採否については、競争参加資格確認の通知に併せて通知する。
⑰　詳細は、入札説明書による。
別表１　本入札手続きに係る期間等
①　入札説明書の交付期間　平成29年10月19日から平成29年12月４日まで
②　図面、仕様書等の交付期間　平成29年10月19日から平成29年12月４日まで（土曜日、日曜日及び祝日（以下、「休日」という。）を除く。）
③　競争参加資格確認申請書の受付期間　平成29年10月20日から平成29年10月30日までの休日を除く毎日、10時から16時まで
④　技術資料（競争参加資格確認資料）、技術提案及び入札の受付期間　平成29年12月１日10時00分から平成29年12月４日12時00分まで（休日を除く。）
⑤　開札日時　平成30年１月31日10時00分
⑥　入札保証金の納付等の受付期間　平成29年10月31日から平成29年12月４日までの休日を除く毎日、10時から16時まで〔利付国債の提供の場合は平成29年11月21日まで〕
6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Hirokazu Tsukahara Director General of Chubu Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism.
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Shinmaruyama Dam Diversion work Gate facility
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 30 October 2017
⑸　The period of time for the submission of tenders by electronic bidding system : From 10 : 00 A.M. 1 December 2017 to 12 : 00 (noon) 4 December 2017 (tenders brought with From 10 : 00 A.M. 1 December 2017 to 12 : 00 (noon) 4 December 2017 or tenders submitted by mail From 10 : 00 A.M. 1 December 2017 to 12 : 00 (noon) 4 December 2017)
⑹　Contact point for tender documentation : The first Contract Section Contract Division General Affairs Department, Chubu Regional Development Bureau Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 2―5―1, Sannomaru, Naka-Ward, Nagoya-City, Aichi-Prefecture 460―8514, Tel 052―953―8138 ex. 2526

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

参議院新清水谷議員宿舎新築⑰建築その他工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成29年10月19日

国土交通省大臣官房官庁営繕部長
川元　　茂

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　13
１　工事名　参議院新清水谷議員宿舎新築⑰建築その他工事（電子入札対象案件）
２　工事場所　東京都千代田区紀尾井町１―15
３　工事内容　本工事は次に掲げる建築工事を施工する。
敷地面積　3,862㎡
建物用途　共同住宅
構造・階数・建物規模
①　議員宿舎　ＲＣ造（一部Ｓ造）
地上７階・地下１階
延べ面積　10,611㎡（国有財産法）
①　門衛所　Ｓ造　平屋建
延べ面積　５㎡（国有財産法）
工事種目　建物、工作物、外構、造園、エレベーター設備、取り壊し他
主な内容　議員宿舎及び門衛所整備、既存議員宿舎取り壊し等
工期　平成33年３月30日まで。
指定部分１　平成32年２月28日まで
主な内容　議員宿舎及び門衛所整備、既存議員宿舎（Ｂ棟及びＣ棟）取り壊し等
４　申請の時期
平成29年10月19日から平成29年11月２日まで（土曜日、日曜日及び祝日（以下「休日等」という。）を除く。）なお、平成29年10月19日以降当該工事に係る開札の時まで（休日等を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。
５　申請の方法
⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（特定建設工事）」（以下「申請書」という。）は、平成29年10月19日から　〒100―8918 東京都千代田区霞が関２－１－２（中央合同庁舎第２号館13階）国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課契約第二係　電話03―5253―8111（内線23155）において、特定建設工事共同企業体としての資格を得ようとする者に交付する。
⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付して電子入札システムにより提出すること。また、入札説明書に示すところによる一定の理由がある場合は郵送又は託送（簡易書留等記録の残るものに限る。）により提出すること。なお、発注者の承諾を得て紙入札方式による場合は⑴に示す申請書の交付場所に持参すること。
①　特定建設工事共同企業体協定書（甲）（６⑸の条件を満たすものに限る。）の写し。
②　６⑵の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（平成29年10月19日付け支出負担行為担当官国土交通省大臣官房官庁営繕部長）に示すところにより交付する入札説明書の別記様式２を使用すること。）。
⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。
６　特定建設工事共同企業体としての資格及びその審査
「競争参加者の資格に関する公示」（平成28年10月３日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成28年10月３日付け公示」という。）５（建設工事）の①から⑤に該当する者を構成員に含む特定建設工事共同企業体及び次に掲げる条件を満たさない特定建設工事共同企業体については、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の特定建設工事共同企業体については、平成28年10月３日付け公示６（建設工事）の⑴に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項目について総合点数を付与して特定建設工事共同企業体としての資格があると認定する。
⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者２者の組合せとする。
①　国土交通省大臣官房官庁営繕部における建築工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、国土交通省大臣官房官庁営繕部長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
②　国土交通省大臣官房官庁営繕部における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（①の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。
③　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
④　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に、大臣官房官庁営繕部長から「官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年４月１日付け建設省営管第124号）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑤　大臣官房官庁営繕部長、地方整備局（旧地方建設局を含む。以下同じ。）長、営繕事務所（営繕工事事務所を含む。以下同じ。）長、北海道開発局開発監理部長又は沖縄総合事務局開発建設部長が発注した工事のう